

平成 29 年就業構造基本調査の調査事項について
～第 5 回雇用失業統計研究会における主な意見を踏まえた変更案～

1 従業上の地位（前職の雇用契約期間）について

【意見】

- ① 前職の雇用契約期間については調査事項としないこととしているが、いわゆる雇い止めの問題について、どの程度深刻化しているのかということを把握する観点から、調査事項として追加することを検討すべきではないか。
- ② 前職の雇用契約期間について、初職についても把握すべきではないか。
- ③ 前職の従業上の地位について、平成 19 年まで把握していた「常雇・臨時雇・日雇」 だけなら、把握できるのではないか。

〔追加〕

前回調査においては、現職及び前職における従業上の地位（常雇・臨時雇・日雇）を把握しない代わりに、現職についてのみ、雇用契約期間の定めの有無等を把握することにしたが、前回研究会の意見を踏まえ、29 年調査から前職においても「雇用契約期間の定めの有無及び雇用契約期間（「定めがなかった」、「3 か月以下」、「3 か月超 6 か月以下」、「6 か月超 1 年以下」、「1 年超 3 年以下」、「3 年超 5 年以下」、「5 年超」、「わからない）」についての設問を追加する。

なお、初職については、前職よりも更に過去を遡る可能性があり、正確な把握は困難であることから、雇用契約期間の設問を追加しない。

2 初職に就いた時期について

【意見】

「最初の仕事」にはいつついたのですか」の設問について、昭和62年以前は具体的な年月を記入しないこととしているが、この箇所については変更せずに従前通りがよいのではないか。初職がその後の就業に大きな影響を及ぼすのではないかという議論がある中で、初職に就いた時期は重要な要素である。

〔初職に就いた時期を従前通り把握〕

初職に就いた時期については、前回研究会の意見を踏まえ、変更せずに従前通り把握する。

3 育児・介護の頻度に係る設問について

【意見】

「A10 の2 どうしてほかの仕事に変わりたいのですか」欄の選択肢として、「出産・育児のため」や「介護・看護のため」を追加することは、スペース上、限界である一方、育児、介護の負担度の就業への影響を考えると、「F 育児・介護の状況について」の欄において、育児や介護の負担度（毎日、週4日から5日、週2から3日、週1日など）に関して調査するということも考えられるのではないか。

〔追加〕

前回研究会の意見等を踏まえ、介護の負担度を把握するため、その頻度（月に3日以内、週に1日、週に2日、週に3日、週4～5日、週に6日以上）を追加する。

なお、育児の負担度の把握については、例えば、育児をしている日数の把握の場合、ほとんどの女性は、育児をしている頻度が「毎日」になることが想定されるため、日数での把握はなじまないと考えられる。

4 就業希望意識に係る設問の対象範囲の変更について

【意見】

「この仕事を今後も続けますか」について、「ほかの仕事に変わりたい」と回答した場合のみ次の設問についても回答する設計となっているが、他の回答をした場合であっても把握すべき内容であるため、分岐を変更すべきではないか（どうしてそう思うのですかなどに変更すれば良いのではないか）。

〔対象範囲の変更は困難〕

A10に「この仕事のほかに別の仕事もしたい」や「仕事をすっかりやめてしまいたい」と回答した場合も、A10の2に回答することとした場合、例えば、「この仕事のほかに別の仕事もしたい」理由として、「時間的・肉体的に負担が大きい」や「余暇を増やしたい」といった該当しない選択肢も含まれてしまうこと、及び選択肢の内容変更は、時系列比較の確保の観点などから、困難であることから設問の対象範囲を変更することは困難と考えられる。

5 5年周期ごとや状況に応じて調査設計を変更することについて

【意見】

例えば、国勢調査のように5年周期で調査事項を変えたり、東日本大震災の影響を把握したように、その時々状況に応じた調査事項を入れるなど重点を変えながら調査設計を行うことも考える必要があるのではないか。

〔平成34年調査以降必要に応じて検討〕

調査事項については、これまでも政策ニーズ等への対応の観点から、調査事項の追加等の必要な見直しを行ってきており、今後も同様の観点から、①社会経済情勢の変化等に伴う政策ニーズへの対応、②時系列比較の確保、③報告者負担の軽減、④集計・公表時期への影響、⑤調査票のスペース等を総合的に勘案して、必要な見直しを行う。

6 前回調査で削除した「前職の企業全体の従業者数」の復活について

〔復活しない〕

当初案では、平成29年調査において東日本大震災の仕事への影響に係る事項は把握しないことや関係府省から復活要望があったことから、当該調査事項を復活する方向であったが、前回研究会の意見を踏まえ、前職の従業上の地位（雇用契約期間）の設問を追加することに伴う調査票スペースの制約や、前職の従業者規模別転職就業者の構成比については時系列的に大きな変化は見られないこと、労働力調査の特定調査票にも同様の項目があることなどを踏まえ、復活しない。

7 東日本大震災に係る長期的な影響の把握について

【意見】

「東日本大震災の仕事への影響」について、平成 29 年調査では調査事項としないとしているが、震災直後の影響だけではなく、5年から10年後の長期的な影響を把握するために調査するという視点もあるのではないか。

また、平成 29 年就調で調査しなくても、長期的な就業への影響を把握することは検討した方がよい。

〔平成 29 年調査では把握しない〕

「東日本大震災の仕事への影響」に係る調査事項については、関係府省及び都道府県から継続把握や新たな事項の把握に関する要望が無い中で、とりわけ被災 3 県の調査対象者に対して負担を課すことは困難と考えられることに加え、平成 29 年調査で新たに追加する調査事項のためのスペース確保を勘案し、平成 29 年調査においては把握しない。